|  |
| --- |
| **令和７年度 第１回大阪府彩都バイオベンチャー****設備費補助金の募集について** |

「大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金」は、彩都バイオインキュベータ、彩都バイオヒルズセンター（府認定のインキュベーション施設）及び彩都バイオイノベーションセンター（以下「彩都のバイオインキュベーション施設」とする。）に入居するバイオベンチャー企業の皆様が、研究設備を導入する際に要する経費の一部を補助（助成）する制度です。

今回、本制度の対象となる研究設備を導入する事業者（５ヶ年の補助対象期間が終了した企業、大企業及びNPOを除く。）を次のとおり募集します。

ご不明点がございましたら「大阪府ライフサイエンス産業課（連絡先は末尾記載）」までお問合せください。（別添ＦＡＱも併せてご参照ください。）

**１　募集期間**

第１回　令和７年３月24日（月）～４月１5日（火）

※補助金の交付決定は、令和７年５月１日（木）を予定しています。

※補助金交付決定日以降、令和８年３月３１日（火）までに、発注から支払、実地検査までの一連の手続が完了する研究設備が本事業の対象となります。

〇第２回目以降の募集期間および交付決定日（予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 募集期間 | 交付決定日 |
| 第２回 | 令和７年６月２日（月）～６月16日（月） | 令和７年７月１日（火） |
| 第３回 | 令和７年９月１日（月）～９月15日（月） | 令和７年10月１日（水） |
| 第４回 | 令和７年11月３日（月）～11月17日（月） | 令和７年12月１日（月） |

※第１回から第４回までの募集期間外であっても、補助金活用の希望があれば随時ご相談ください。

※募集期間中であっても、補助申請総額が予算額に達した場合は、当該年度の受付を終了します。

**２　交付対象者**

彩都のバイオインキュベーション施設の入居者で、資本金３億円以下又は従業員50人以下、かつ彩都のバイオインキュベーション施設の賃借期間が５年以下のバイオベンチャー企業（起業を予定している個人を含む。）が対象です。

ただし、大企業又はその役員から２分の１以上の出資を受けている会社は除きます。

**３　対象となる研究設備**

入居に際し、又は入居中に導入する研究開発に必要な研究設備のうち、以下のものが対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 一括払いによる購入の場合 | １設備あたり取得金額が１０万円以上のもの |
| リース及び割賦契約による購入の場合 | １設備あたり取得金額が５０万円以上のもの |

※原則として、補助金交付決定日以降、新たに発注、契約する設備に係る経費が補助対象となりますが、「リース及び割賦契約」については、府の補助金交付決定日以前に発注、契約した設備についても、補助金交付決定日以降の経費を補助対象とします。

※取得金額とは設備本体の価格（消費税分を除く。）です。メンテナンス費用や設置工事費用等の諸経費は含みません。

※主に事務目的（例：事務用パソコン等）の設備は補助対象になりません。本補助金を利用したパソコン等の導入をご検討の場合は大阪府ライフサイエンス産業課までご相談ください。

**４　補助金額及び補助率**

（１）補助金額は設備に要した費用の２分の１以内で、一会計年度あたり一企業１００万円（※）が限度です。

（２）本補助金は入居期間中、５ヶ年度にわたり申請が可能です。一企業あたり入居期間中の補助金額は最大５００万円です。

※本補助金以外の国又は大阪府の補助金等を充当した設備については、他の補助金の補助対象経費を控除した額を補助対象経費とします。

**５　補助対象となった設備の取扱い（台帳の作成、定期検査、処分制限について）**

（１）本補助事業の対象となった設備については、対象設備であることを明示する管理シール（大阪府配付）を貼付するとともに、保管状況等がわかる管理台帳を作成のうえ、管理台帳を１０年間管理していただく必要があります。

また、当該台帳に基づき、対象設備の設置・使用状況等について、府職員による定期的な検査を実施します。

（２）補助金の交付を受けた日から指定する日までの間に対象設備を処分する場合は、必ず知事の事前承認が必要となります。承認を得ずに処分をするなどの不正が明らかになったときには、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消、期限を定めて当該取消に係る部分の補助金の返還を命ずることがあります。

◇ 処分とは、次のような場合を指します。

●補助金等の交付の目的に反して使用すること（彩都のバイオインキュベーション施設以外の場所において使用する場合を含みます）

●譲渡すること

●交換すること

●貸し付けること

●担保に供すること

◇ 知事が承認する場合は、次のとおりです。

●他のバイオベンチャー企業により、対象設備が彩都のバイオインキュベーション施設内で有効に活用されるとき

●補助金の一部を返納するとき

●天災地変等によりき損又は滅失したとき

●補助事業者が再生、破産手続き等を行ったとき

●退去又は転居等に伴い補助対象財産を府内で移動するとき

**６　提出書類等**

**次の書類をＡ４版で各１部（正１部）提出してください。**

　　　　□　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金交付申請書（様式第１号）

　　　　　　□　会社（事業）概要及び研究内容（様式第１号　別紙１）

　　　　　　□　補助事業内容説明書（様式第１号　別紙２）

 □　補助事業内容説明書（様式第１号　別紙２―参考）

□　彩都のバイオインキュベーション施設の賃貸借契約書（写）

□　法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書、直近の株主総会以降分）、個人事業主の場合は住民票

※原本を提出してください【郵送での提出可】

□　会社概要のわかる書類（パンフレット等）

□　要件確認申立書（様式第１－２号）

□　暴力団等審査情報（様式第１－３号）

□　補助対象設備の見積書（写）　※代表者名の記載、社印の押印必須

□　補助対象設備の比較見積書(写) ※代表者名の記載、社印の押印必須

□　補助対象設備のパンフレット等

　　　　　　□　補助対象設備の使用方法等についての説明書　※様式自由

（補助対象設備の「概観及び主な仕様」・「機器の使用方法」・「事業との関連」・「機器導入による効果」について）

* 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者を超える範囲の大企業又はその役員から２分の１以上の出資を受けていないという旨の申告書

※様式自由

□　リース・割賦で設備を購入する場合のみ、支払計画の分かる書類

　　　　　　　　　その他知事が必要と認める書類

**７　個人情報の取り扱いについて**

申請時にお預かりした個人情報は、本補助金の交付事務において適正かつ円滑に実施することを目的として使用し、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報保護法に基づき適正に管理します。

**８　申請方法**

メールまたは郵送

|  |
| --- |
| ●メールアドレス**life-science@sbox.pref.osaka.lg.jp****※電子メール送信後、電話にて必ず到着確認をすること。****（連絡先は5ページを参照）**●郵送先**〒559-8555****大阪市住之江区南港北１丁目14－16　大阪府咲洲庁舎　25階** **大阪府 商工労働部 成長産業振興室　ライフサイエンス産業課 連携促進グループ**※令和6年6月17日に執務室を移転しています。送付先にご注意ください。 |

|  |
| --- |
| **※補助金交付決定前に発注済の研究設備（リース及び割賦契約を除く）は、補助対象外となりますのでご注意ください。****※補助金交付決定後の手続は、次のとおりとなります。****【補助事業の実績報告】**研究設備の**納品及び代金の支払が完了した翌日から１ヶ月以内**に、次の書類を提出してください。（リースの場合は、最終支払日から１ヶ月以内）　　　　　　□　補助事業実績報告書（様式第８号）　　　　　　□　契約書（写）又は発注書（写）　　　　　　□　納品書（写）　　　　　　□　請求書（写）　　　　　　□　領収書（写）等の支払いが確認できるもの　　　　　　□　現況写真**【実地検査】**実績報告後、府担当職員による実地検査を行います。**【補助金の請求】**検査合格後、補助金額の確定を行います。補助金額の確定通知書を受領された後に、請求書を提出してください。　　　　　　□　補助金交付請求書（様式第９号） |
| **（参考）申請書類　様式一覧**様式第１号　　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金交付申請書別紙１（創業後の場合）または別紙１－２（創業前の場合）、別紙２様式第１－２号　　要件確認申立書様式第１－３号　　暴力団等審査情報様式第２号　　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金補助事業者の要件を満たさなくなった旨の届出書　　　様式第２－２号　　該当事項届出書様式第３号　　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助事業の内容の変更承認申請書様式第４号　　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書様式第５号　　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助事業遅延等報告書様式第６号　　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助事業の額の変更承認申請書様式第７号　　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る変更交付申請書様式第８号　　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助事業実績報告書様式第９号　　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助金交付請求書様式第１０号　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助事業状況報告書様式第１１号　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る補助金概算払交付請求書様式第１２号　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る財産処分承認申請書様式第１３号　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る財産受領報告書様式第１４号　大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金に係る財産移動報告書　様式は大阪府のＨＰに掲載しております。<https://www.pref.osaka.lg.jp/bio/bio-incubation/index.html>　大阪府　バイオ　施設　　検 索　　 **【提　出　先】　　〒559-8555****大阪市住之江区南港北１丁目14－16　大阪府咲洲庁舎　25階** **大阪府 商工労働部 成長産業振興室　ライフサイエンス産業課 連携促進グループ****Eメール：life-science@sbox.pref.osaka.lg.jp****【問 合　先】 　 （Tel） 06-6210-9818　（Fax） 06-6210-9112** |